

川西町フェイスブック運用方針

(目的)

第1条 この方針は、フェイスブックが持つ拡散性、即時性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、町政等に関する様々な情報を、フェイスブックユーザーに対してフェイスブックページ機能を使って広く速やかに発信することにより、町政に関心を持ってもらうとともに町内外に対して本町のイメージアップを図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この方針は、職員が職務の一環としてフェイスブックのアカウントを取得し、フェイスブックページを使って情報発信をする際に適用する。

(定義)

第3条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック ソーシャルメディアの一つで、フェイスブック社が運営するインターネット上のサービスをいう。
- (2) 運用責任者 川西町公式フェイスブックの運用責任者をいう。
- (3) 運用者 川西町公式フェイスブックの情報発信に係る業務を行う者をいう。
- (4) アカウント フェイスブックを利用するためのユーザ登録情報をいう。
- (5) 利用者 川西町公式フェイスブックを利用する者をいう。

(運用体制)

第4条 本町におけるフェイスブックの運用体制については、次の組織・体制により行うものとする。

- (1) 運用責任者は、総合政策課長とする。
- (2) 運用者は、総合政策課課員及び運用責任者が特別に認めた者とする。
- (3) 情報発信は、総合政策課に設置してある端末機を使用して行う。ただし、通常勤務時間外はこの限りでない。
- (4) 登録するメールアドレスは、総合政策課のメールアドレスとし、登録にあたり使用するパスワードは運用者が別に定める。
- (5) 運用者が使用する個人アカウントのメールアドレス・パスワードは部外者に開示してはならない。

(フェイスブック利用の基本原則)

第5条 フェイスブックの利用に際しては、運用責任者、運用者及び利用者は、次の各号の基本原則を遵守しなければならない。

- (1) フェイスブックを利用して情報を発信する場合には、地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する条例・規則・規程等を遵守しなければならない。
 - (2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければならない。
 - (3) 一度インターネット上に公開された情報は、完全には削除できないことを理解し、発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かないよう留意しなければならない。
 - (4) 発信した情報により、意図せずして他者を傷つけ、若しくは誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。また、発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静かつ真摯に対応し無用な議論となることは避けなければならない。
 - (5) 次に掲げる内容の情報は発信してはならない。
 - ア 法令等に違反する内容、または違反する恐れがある内容
 - イ 川西町、他の利用者または第三者を誹謗中傷または権利を侵害する内容
 - ウ 政治・宗教活動またはこれらに類いするものを目的とする内容
 - エ 著作権、商標権、肖像権など町または第三者の知的財産権を侵害するおそれのある内容
 - オ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とする内容
 - カ 人種・思想・信条・居住・職業等の差別または差別を助長させる内容
 - キ 公序良俗に反する内容
 - ク 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させる内容
 - ケ 第三者のプライバシーを害する内容
 - コ わいせつな表現などを含む不適切な内容
 - サ 当ページに関係のない内容またはその他町が不適切と判断した内容
- (フェイスブックを利用して川西町行政情報を発信する際の留意事項)

第6条 フェイスブックで行政情報を発信する場合は、当行政情報が以下の各号に該当しないよう細心の注意を払わなければならない。

- (1) 川西町又は川西町と利害関係にある者若しくは団体の秘密に関する情報
- (2) 川西町及び他者の権利を侵害する情報
- (3) 川西町のセキュリティを脅かすおそれのある情報
- (4) 自らの職務に関する情報のみならず本町行政に関する情報で、守秘義務違反に当たる情報並びに意思形成過程における情報
(情報発信)

第7条 運用者は、町からのお知らせや町内のイベント情報などを選別し、画像などを添付して分かりやすい言葉遣いで、親しみが持てる内容を情報発信する。

2 情報発信する内容は、運用責任者の決裁を必要とする。ただし、次の各号に掲げるものは、フェイスブックの特性や情報発信の即時性を考慮し、運用者の判断により情報を発信することができる。

- (1) 既に一般に周知されている事項について、再度正しい情報として発信する場合
- (2) イベント、協議会等の開催案内・募集・現況・結果などについて情報発信する場合
- (3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合
- (4) 災害情報など緊急性が高い情報を発信する場合
(コメント及びシェア機能)

第8条 川西町公式フェイスブックに対するコメント等に対して、原則として返信コメント及びシェアは行わない。ただし、公的機関、業務上関係が深いと認めるフェイスブックページ又は個人ページからのコメント等については、運用管理者が必要と認める場合、この限りではない。

(「いいね！」機能)

第9条 川西町公式フェイスブックに対するコメント等に対して、「いいね！」を使用することができる。

(町以外のフェイスブックページ又は個人ページのシェア及び「いいね！」機能使用の禁止)

第10条 町以外のフェイスブックページ又は個人ページに対してシェア及び「いいね！」機能を使用しない。ただし、公的機関、業務上関係が深いと認

めるフェイスブックページ又は個人ページについては、運用管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

(なりすましへの対応)

第11条 運用責任者は、本町ホームページ上に「川西町公式フェイスブック」を掲載することでなりすましでないことを証明する。

2 なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましページが存在することへの注意喚起を行う。また、直ちにフェイスブック社に報告を行い、なりすましアカウントの停止を求める。

(違反措置)

第12条 運用責任者は、川西町公式フェイスブックの運用において、投稿やいただいたコメントが本運用方針にそぐわないと判断した場合は、予告なく投稿やコメントを修正又は削除し、その相手アカウントからの干渉を停止することができる。

(利用者からの情報についての免責)

第13条 町は、ページを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとする。

2 町は、利用者からページに掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、町の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

(知的所有権の扱い)

第14条 利用者は、ページの利用に際して、ページ上に掲載し、又は町に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償にて町に譲渡し、町による当該情報及び内容等の利用に関して、著作者人格権を行使しないことに同意したものとみなす。

2 利用者は、ページを通じて入手したあらゆる情報、内容等について、個人的な使用又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送信等をしてはならない。

3 利用者は、著作権法(昭和45年法律第48号)で認められる範囲を超えて、ページにおける情報、内容等を無断で利用してはならない。

(その他)

第15条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この方針は、平成28年10月11日から適用する。